

あわつと感染症情報(2025-10)

～医療機関・教育機関・市町・施設～

千葉県安房保健所発

2025年3月14日配信

麻しん(はしか)にご注意を！

・3月7日、県内の医療機関から麻しんの発生届がありました。当該患者が他の人に麻しんを感染させてしまう可能性がある期間に利用していた施設を県のホームページで公表しています。当該施設を同じ時間帯に利用された方で、利用後10日前後経ってから、発熱や発しん等、麻しんを疑うような症状が現れた場合には、事前に最寄りの保健所に電話連絡し、指示に従い、医療機関を受診してください。また、受診の際は、周囲への感染拡大を防ぐため、公共交通機関等の利用を避けてください。

・潜伏期間は約10日～12日間(最大21日間)といわれています。

・感染すると通常10日～12日後に発熱、咳、鼻汁、くしゃみ、結膜充血等の症状が約2～4日間続き、解熱後再び39度以上の高熱と発疹が出現します。

・麻しんは感染力が強く、飛沫感染、接触感染に加え、空気感染をするため、手洗い、マスクのみで予防はできません。免疫を有していない人が感染すると、ほぼ100%発症するといわれています。

・麻しんの予防には予防接種が最も有効です。予防接種歴を確認し、定期予防接種を2回受けていない方や不明な方はかかりつけ医などに相談の上、接種を検討してください。

(詳細は下記を御確認ください。)

<参考>

・麻しん(はしか)患者の発生について(令和7年3月8日)(千葉県)

<https://www.pref.chiba.lg.jp/shippei/press/2024/measle0308.html>

・麻しん(はしか)患者の発生について(第2報)(令和7年3月13日)(千葉県)

<https://www.pref.chiba.lg.jp/shippei/press/2024/measle0313.html>

・麻しんについて(厚生労働省)

https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou/measles/index.html

・麻しん(はしか)にご注意！(千葉県)

<https://www.pref.chiba.lg.jp/shippei/kansenshou/mashin.html>

今週のトピックス

【感染性胃腸炎(ノロウイルス)】

2025年は感染性胃腸炎が例年同時期と比べて特に多くの患者数が報告されています。

・千葉県内における2025年第10週(令和7年3月3日～令和7年3月9日)の定点医療機関当たりの報告数は14.08と前週11.35と比べ、増加しています。

・安房管内における2025年第10週(令和7年3月3日～令和7年3月9日)の定点医療機関当たりの報告数は前週と変わらず0.50でした。

・ノロウイルスによる感染性胃腸炎や食中毒は、1年を通して発生していますが、特に冬場から

春先にかけて多く発生するシーズンを迎え、現在も増加傾向にあります。

・感染対策としては、食品は中心部まで十分に加熱(中心温度が85℃から90℃で90秒以上が望ましい)し、生鮮食品(野菜、果物など)は十分に洗浄しましょう。また、交差汚染に注意しましょう。

・トイレの後、調理をする際、食事の前にはよく手を洗い、使用するタオル等は清潔なものを使用しましょう。

・施設などにおいては、日頃から従業員の健康管理に注意してください。調理従事者が、下痢、吐気、嘔吐、腹痛、発熱などの症状がある時は、調理への従事を避けましょう。

・施設内でふん便や嘔吐物を処理する時は、使い捨てのガウン(エプロン)・ビニール手袋・マスクを着用し、汚れた床や用具などは適正な濃度の塩素系消毒薬で速やかに消毒してください。作業が終わったら、手をよく洗い、窓を開けて、十分に換気をしましょう。

・詳しい消毒方法や同様の症状を呈する方が複数名発生した場合には、お近くの保健所(健康福祉センター)にご相談ください。

(詳細は下記を御確認ください。)

<参考>

・【ノロウイルス】感染症予防のための情報提供について(令和7年2月28日発表)(千葉県)

<https://www.pref.chiba.lg.jp/shippei/press/2024/norosyudan250228.html>

・感染性胃腸炎(特にノロウイルスについて)(厚生労働省)

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekaku-kansenshou19/norovirus/>

・ノロウイルスに関するQ&A(厚生労働省)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/syokuchu/kanren/yobou/040204-1.html#20

・感染性胃腸炎とは(国立感染症研究所)

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/kansennohanashi/383-intestinal-intro.html>

・ノロウイルスなどによる感染性胃腸炎にご注意!(千葉県)

<https://www.pref.chiba.lg.jp/shippei/kansenshou/gast/index.html>

【インフルエンザ】

★千葉県内における2025年第10週(令和7年3月3日～令和7年3月9日)の定点医療機関当たりの報告数は2.79と前週2.62と比べ、増加しています。

・安房管内における2025年第10週(令和7年3月3日～令和7年3月9日)の定点医療機関当たりの報告数は0.14と前週0.71と比べ、減少しています。

・38度以上の発熱、頭痛、関節痛、筋肉痛など全身の症状が突然現れ、併せて一般的な風邪と同様にのどの痛み、鼻汁、咳などの症状も見られます。

・小児ではまれに急性脳症を発症し、ご高齢の方や免疫力の低下している方では肺炎を伴うなど重症になることがあります。

・日本では例年12月～3月に流行シーズンを迎えることが多いです。

・インフルエンザは通年で発生しておりますので、引き続き、石けんによるこまめな手洗いや十分な休息とバランスの取れた栄養摂取、室内では適度な換気や湿度の保持を心掛けましょう。

(詳細は下記を御確認ください。)

<参考>

- ・インフルエンザから身を守ろう(千葉県)

<https://www.pref.chiba.lg.jp/shippei/kansenshou/influenza/influenza-yobou.html>

- ・インフルエンザ(総合ページ)(厚生労働省)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou/influenza/index.html

- ・【令和6年度】今シーズンのインフルエンザ総合対策(厚生労働省)

<https://www.mhlw.go.jp/stf/index2024.html>

【ダニ媒介感染症(日本紅斑熱/つつが虫病)】

★管内の医療機関からの届出はありませんでした。

・安房地域は地域柄、春から夏にかけて日本紅斑熱が、秋から冬にかけてつつが虫病の報告が多く、1年を通してダニ媒介感染症の対策が重要です。

・日本紅斑熱は、日本紅斑熱リケッチアを保有するマダニに刺されることで、つつが虫病は、つつが虫病リケッチアを保有するツツガムシに刺されて感染するダニ媒介感染症です。

・日本紅斑熱は、マダニに刺されてから、2～8日程度、つつが虫病はツツガムシに刺されてから5～14日程度の潜伏期間を経て発症します。

・発熱、発疹、ダニ類が刺した痕(刺し口)の3つの症状が特徴です。

・ワクチンはないため、ダニからの刺咬を防ぐことがとても重要です。農作業や山野に入るときには長袖・長ズボンを着用し肌の露出を少なくしダニの付着を防ぐこと、ダニ忌避剤の適切な使用が重要です。

・マダニにかまれた場合は無理に引き抜こうとせず、医療機関に相談しましょう。吸血中のマダニを無理に引き抜こうとすると、化膿したり、マダニの体液を逆流させてしまう恐れがあります。数週間は体調の変化に注意し、発熱等の症状が認められた場合は、医療機関を受診しましょう。

(詳細は下記を御確認ください。)

<参考>

- ・日本紅斑熱について(千葉県)

<https://www.pref.chiba.lg.jp/eiken/eiseikenkyuu/virus/madani.html>

- ・日本紅斑熱とは(国立感染症研究所)

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/kansennohanashi/448-jsf-intro.html>

- ・つつが虫病について(厚生労働省)

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000173061.html>

- ・ダニ媒介感染症について(千葉県)

<https://www.pref.chiba.lg.jp/shippei/kansenshou/tick.html>

【新型コロナウイルス感染症】

★安房管内における2025年第10週(令和7年3月3日～令和7年3月9日)の定点医療機関当あたりの報告数は6.14と前週6.43と比べ減少しました。

(県全体の報告数は5.70と前週5.65と比べ、増加)

(新型コロナウイルス感染症に関する情報の詳細は下記を御確認ください。)

<参考>

・新型コロナウイルスについて(厚生労働省)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

・新型コロナウイルス感染症について(千葉県)

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/kansenshou/ncov/covid19-chiba-index.html>

・新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行後の対応について(厚生労働省)

<https://www.mhlw.go.jp/stf/corona5rui.html>

・新型コロナウイルス感染症への対応(千葉県)

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/kansenshou/ncov/covid19-category5.html>

【社会福祉施設等の皆様へ】

現在、感染性胃腸炎をはじめとした様々な感染症が流行しています。社会福祉施設等においては、感染症や食中毒が発生した場合、あるいはその疑いがある場合は、速やかに保健所へご連絡ください。下記のとおり、＜報告が必要な場合の概要＞として定められています。基準に満たない場合でも、早めにご相談いただいても構いません。

＜報告が必要な場合の概要＞

- ア 同一の感染症や食中毒による、またはそれらが疑われる死者や重篤患者が1週間以内に2名以上発生した場合
- イ 同一の感染症や食中毒による、またはそれらが疑われる者が10名以上または全利用者の半数以上発生した場合
- ウ 上記以外の場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合

<参考>

・社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について(厚生労働省)

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou19/norovirus/dl/h170222.pdf>

・社会福祉施設等における感染症対策・報告について(千葉県)

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kenshidou/shafuku-hojin/kansensho.html>

第10週全数届出疾患

<5類感染症>梅毒 1件

<参考> ※グラフについては別添資料を御参照ください。

・県内・管内の感染症発生状況について(疾患別・保健所別5週グラフ)(千葉県感染症情報センター)

<https://www.pref.chiba.lg.jp/eiken/c-idsc/documents/5wg-2510.pdf>

安房保健所でのエイズ検査について

★安房保健所では、エイズ検査を無料・匿名で実施しています。さらに希望者には、梅毒、クラミジア、淋病、B型肝炎・C型肝炎ウイルスの検査も無料・匿名で行っています。

また、電話による相談も随時行っています。プライバシーは守られますので、安心して御利用ください。

(エイズ検査予約、相談等については下記を御確認ください。)

- ・エイズ検査 安房保健所(安房健康福祉センター)(千葉県ホームページ)

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kf-awa/kenkousoudan/eizukensa.html>

災害時における感染症対策

★災害時は断水により手指の流水洗浄ができず、また避難所など密集した環境下での集団生活等により、様々な感染症(新型コロナウイルス感染症、呼吸器感染症、感染性胃腸炎等)が拡大するリスクが高まります。

・特に避難所では、衛生状態を保つことが大切です。飛沫などにより感染拡大する恐れがあるため、自身が感染症に罹らないよう、また、人に感染症をうつさないよう、手洗いや手指消毒を、咳症状などがある場合には「他人にうつさない」ために咳エチケットなどを行いましょう。(詳細については、下記を御確認ください。)

<参考>

- ・被災した家屋での感染症対策(厚生労働省ホームページ)

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_00341.html

- ・災害時における避難所等での感染症対策について(千葉県ホームページ)

<https://www.pref.chiba.lg.jp/shippei/kansenshou/saigajitaisaku.html>

施設等における感染対策マニュアル

厚生労働省及びこども家庭庁では感染対策マニュアルを作成しています。日頃の感染対策に御活用ください。

- ・高齢者介護施設における感染対策マニュアル(改訂版)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000500646.pdf>

- ・介護現場における(施設系 通所系 訪問系サービスなど)感染対策の手引き(第3版)

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001149870.pdf>

- ・保育所における感染症対策ガイドライン(2018年改訂版)

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/e4b817c9-5282-4ccc-b0d5-ce15d7b5018c/cd6e454e/2023_1010_policies_hoiku_25.pdf

千葉県医師会・県の合同委員会(千葉県新型インフルエンザ等対策委員会)では、社会福祉施設向けの施設内感染対策マニュアルを作成しています。日頃の感染対策に御活用ください。

- ・社会福祉施設等におけるインフルエンザ等の患者発生時への対応にあたるための手引き

<https://www.pref.chiba.lg.jp/shippei/kansenshou/tebiki/fukushishisetsu.html>

海外渡航先での感染症予防

・海外では日本で発生していない感染症が流行していることがあり、感染や国内への持ち込みに注意が必要です。

・海外で感染症にかからないようにするために、感染症に対する正しい知識と予防方法を身に付けて、海外渡航に際し、推奨されている予防接種も含めて渡航前の準備を万全にすることが重要です。

・渡航地や渡航先での行動によって異なりますが、感染の可能性が最も高いのは食べ物や水を介した消化器系の感染症です。

・日本で発生していない、動物や蚊・マダニなどが媒介する病気が海外では流行していることがあり、注意が必要です。

・人から人に広がる感染力の強い麻疹(はしか)、風しん及びポリオが流行・発生している地域があることにも注意してください。

(海外渡航に関する感染症予防のポイントについては、下記を御確認下さい。)

<参考>

・海外へ渡航される皆様へ(厚生労働省ホームページ)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou18/index_00003.html

・海外へ渡航される皆さまへ！(厚生労働省 検疫所ホームページ)

https://www.forth.go.jp/news/20220722_00001.html

□ 連 絡 登録アドレスの廃止、変更等は連絡願います。

□ 利用にあたっての注意 あわつと感染症情報の感染症の説明等は主に公的機関の情報を基に作られ、できるだけ最新で正確なものを発信するよう努めておりますが、ご利用に際しては、利用機関の責任においてご使用ください。また、メールの安全性についても県庁のネットワークシステムの一環として安全性の確保を図っておりますが、受信先におきましてもセキュリティ等の注意をお願い致します。

【配信元】

千葉県安房保健所(安房健康福祉センター)

あわつと感染症情報

awat-news@mz.pref.chiba.lg.jp
